

**新市民会館整備基本構想・基本計画策定業務委託
簡易公募型プロポーザル 質問回答書**

令和 6（2024）年 12 月 16 日

理財部 公共施設整備課

質問受付順

No	質問	回答
1	様式 3 内「2. 業務実績」及び管理技術者・主任技術者の実績については、「直近〇年以内に完了した業務」といった期間による制約はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	資格証明書の写しについては、担当技術者の分も添付するという理解でよろしいでしょうか。	担当技術者分の提出までは求めません。
3	構想策定、複合機能決定などについて、厳守すべき時期が決まっているものがあればご教示ください。	基本構想の策定完了時期は令和 7（2025）年 9 月末頃を予定していますが、具体的な時期は市と協議の上決定するものとします。
4	並行発注される事業化推進計画の策定予定時期についてご教示ください。	令和 7（2025）年 12 月下旬を予定しています。
5	実施要領 P3、企画提案の特定テーマとして、令和 5（2024）年度の「新たな市民会館あり方検討」により得られた知見～とあります。当該業務の受託者が応募した場合、その他の応募者より有利となる特定テーマが設定されており、公平でないと考えられます。また、参考資料として掲載されている報告書は一部が省略されており、得られる情報が公平でないと考えられます。	特定テーマで示されている「新たな市民会館あり方検討」とは参考資料の「新たな市民会館のあり方検討事業報告書」のことを指します。また、市 HP 上に掲載されている当該報告書の省略部分は主に関連団体へのヒアリングとなっており、団体名の特定を避けるため省略をしております。窓口で報告書原本の閲覧は可能ですので、当課までご連絡ください。

6	<p>実施要領 P5、(1) 提案書に関する事項等の⑥ 「参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属するが、小山市は審査結果を公表する場合、その他必要と認める場合には提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」との記載がありますが、最優秀提案者とならなかった場合でも、公表され、無償で使用されることがあるのでしょうか。また、「その他認める場合」とはどのような場合が想定されるのでしょうか。加えて、提出書類の全部又は一部を使用する場合、参加事業者に事前の連絡は行われると理解してよろしいのでしょうか。</p>	<p>最優秀提案者であるか否かに関わらず、本プロポーザルにおいて参加事業者の提出書類を公表する予定はありません。また、ここでいう「その他認める場合」とは「小山市情報公開条例（令和5（2023）年4月1日施行）」に基づく情報公開請求があった場合のこと等を指します。加えて、そのような場合においても、参加事業者に無断で提出資料を使用することはありません。</p>
7	<p>対象となる計画地（計画想定範囲）をお示しく ださい。</p>	<p>小山駅西口駅前のロブレ及びロブレ 632 の区域を想定しています。</p>
8	<p>本業務の基本構想・基本計画の受託者は、今後 予定される本事業に関する設計業務への参加 に制限は無いとみて宜しいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>